

会議（打合せ）報告書

会議(打合せ)の名称 又は議題	令和2年第31回 議会運営委員会		
報告者職氏名	主査 萩原 靖殖		
日 時	令和2年10月27日（火） 午前10時00分	場 所	市役所本庁舎4階 大委員会室
出席者	出席者 血脇敏行委員長、柴田圭子副委員長、古澤由紀子委員、岩田典之委員、石井恵子委員、植村 博委員、中川勝敏委員、田中和八委員、秋谷公臣委員、長谷川議長、伊藤副議長		
欠席者	欠席者 なし		
議会議務局	石井局長、小原主事補、萩原		

【会議の概要】

議題

- (1) 令和2年第5回白井市議会臨時会について
 - ① 提案予定の議案等について
 - ② 会期日程及び議事日程について
- (2) 感染症対策にかかる9月議会での対応の検証について
- (3) その他

《決定事項等》

- (1) 令和2年第5回白井市議会臨時会について
 - ① 提案予定の議案等について
2報告、1議案、令和2年度白井市一般会計補正予算（第10号）についてとする。
 - ② 会期日程及び議事日程について
会期日程は10月30日の1日、議事日程は議事日程案のとおりとする。
- (2) 感染症対策にかかる9月議会での対応の検証について
各議員・会派から報告された各検証事項に基づき、12月議会における対応を決定した。

- ・一般質問の質問時間は、40分とする。なお、執行部が反問権を行使した場合、その行使が終了する時点まで質問時間のタイマーを停止することとする。
- ・議場スクリーンの活用方法については、12月議会以降も継続して使用するが、執行部発言時その他において、画面切り替えについては、適宜行うこととする。また、現状のスクリーンサイズを考慮し、見やすさについての配慮を行うものとする。
- ・委員会付託等の常任委員会審議に関する事項、審議中の離席に関する事項、水分補給に関する事項については、12月議会においても引き続き実施することとする。そのうち、水分補給については、やむを得ず自席に持ち込む必要がある場合は、従前のとおり議長の許可を得ることとする。
- ・決算審査にかかる事項、その他の事項、伊藤副議長から提案の着席での発言につい

ては、時間の都合により、後日、あらためて協議することとする。

- 本日の決定事項で適用できるものは、第5回臨時会から適用する。

(3) その他

- 秋谷委員から、消防組合議会で使用しているコロナ対策用アクリル製パーティションを紹介。

午前10時00分 開会

○石井事務局長

おはようございます。定刻となりました。会議に先立ちまして、血脇委員長よりご挨拶をお願いいたします。

○血脇委員長

皆様おはようございます。日中暖かく、朝夕に寒さを感じたり、一日一日の温度差があったりして、非常に過ごしにくいような感じを受けているところです。皆様、寒暖差がありますので、体調管理には十分ご留意いただきたいと思います。本日は、午前中、議会運営委員会と、午後から全員協議会が予定されております。本議会運営委員会におきましては、令和2年第5回白井市議会臨時会について、それから、感染症対策に関わる9月議会での対応の検証についてということで議題になっておりますので、皆様の慎重なるご審議をお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○石井事務局長

次に、会議にご出席いただきました、笠井市長よりご挨拶をお願いいたします。

○笠井市長

皆さんおはようございます。本日は、お忙しい中、令和2年第5回市議会臨時会に関わる議会運営委員会を開催いただき、ありがとうございます。今年は、コロナということで、5回目になります。この臨時議会を開いていただいた結果、市民の方に、コロナ対策を迅速にさせていただいておりますので、改めまして感謝申し上げます。第5回市議会臨時会は、10月30日、午前10時に招集をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。市から提案いたします案件については、専決処分の報告についての2件と、議案としまして、令和2年度白井市一般会計補正予算の1件となります。詳細につきましては、この後、総務課長から説明させますので、よろしくをお願いいたします。

○石井事務局長

ありがとうございました。笠井市長におかれましては、この後公務のため退席とさせていただきます。それでは、委員会会議につき、議事等につきましては、血脇委員長をお願いいたします。

○血脇委員長

ただいまの出席は9名です。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しております。これより、令和2年第31回議会運営委員会を開会いたします。本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。それでは、議題1、令和2年第5回白井市議会臨時会について、

提案予定の議案についてを議題といたします。執行部より、今臨時会に提案予定されております議案の内容について、説明をお願いいたします。

○川村総務課長

おはようございます。ただいま市長のほうから説明がありましたように、市から提案いたします案件につきましては、専決処分の報告についてが2件と、議案として、令和2年度白井市一般会計補正予算の1件となります。その概要についてご説明いたします。着座にて説明させていただきます。それでは、A4版の両面で印刷されました、縦書きの議会運営委員会と書かれました資料をご覧ください。報告第1号、専決処分については、議会の議決により、専決の指定をされている1件100万円以下の損害賠償の額の決定について、10月15日に専決処分をおこなったので報告するものです。主な内容としましては、令和2年8月28日午後4時ごろ、市の学校職員が、白井市、大山口中学校において、刈払機を使用して、除草作業を行っていた際に、職員駐車場に駐車していた相手方所有の自動車の右側後部の窓ガラスに刈払機からの石が飛び、破損したものです。損害賠償の額は6万1886円。賠償の相手方は、我孫子市在住の方です。示談日は、令和2年10月15日です。次の報告第2号専決処分については、同じように除草作業中の事故の損害賠償の額について、10月19日に専決処分を行ったので報告するものです。主な内容としましては、令和2年9月4日午後3時頃に、教諭が、白井市立南山小学校において、刈払機を使用して、除草作業を行っていた際に、隣接する南山保育園駐車場に駐車していた、相手方の所有の自動車の後部の窓ガラスに刈払機からの石が飛び、破損したものです。損害賠償の額につきましては13万8116円。賠償の相手方は、白井市在住の方です。示談日は、令和2年10月19日です。報告2号の事項の後に、学校政策課のほうでは、同じような事故が、市内の学校で立て続けて起きたことから、速やかに注意喚起を行ったと報告を受けております。次に、議案第1号、令和2年度白井市一般会計補正予算第10号については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ272億5648万7000円とするものです。歳入歳出予算の補正内容は、新型コロナウイルス感染症対策として、国庫補助金を活用し、65歳以上のもの、及び基礎疾患のあるもののうち、希望する者を対象に、PCR検査を実施するための費用を計上するものです。なお、専決処分の報告及び補正予算の詳細につきましては、午後からの議員全員協議会にて、説明いたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○血脇委員長

以上で説明が終わりましたが、ただいまの説明について、補足説明を求めたい方はおられますか。

○石井委員

午後は聞きませんので、今聞いておきたいと思ひます。草刈をしていて、飛び散った石

ころが、自動車の窓ガラスに当たったってことなんです、これって、要するにどれぐらいの距離だったのかなということがわかりますか。

○川村総務課長

事故報告の書類は、私も拝見しているんですが、距離的なものは、詳しくは、すみません、わかりません。資料からすると、大体5、6mぐらいだったかなと思うんですが、その辺の詳しい距離までは、すみません、ちょっとここに資料がありませんのでわかりません、申し訳ありません。

○石井委員

結局こうやって事故が起きた場合の修理は、税金でやるわけですよ。やはり、細心の注意って必要なわけですが、草刈をしてらっしゃるのは学校の職員だったり教諭だったりするわけで、その道の方ではないので、業者さんなんか頼むと、ちゃんと幕っていうんですかね、衝立っていうんですかね、そういったものをちゃんと車のところにいちいちこすりながら、草刈ってやるじゃないですか。あまりにも、なんて言うんですかね、注意が足りないというのか。2件続いたから注意しましたっていうんですけど、もう少しきちりと、なんて言ったらいいんですかね、注意していただけないかなと思うんですが、どのように考えますか。

○川村総務課長

立て続けて2件起きたということで、それなりの注意喚起をしたということです。あと、多分1人での作業ではなくて、そういったことからすると、2人1組で作業するとかですね、そういった体制が必要かと思いますが。以上です。

○血脇委員長

他に補足説明を求めたい方はいらっしゃいますか。よろしいですか。それでは補足説明はないものと認めます。ここで総務部長、総務課長は退席となります。ご苦労さまでした。次に、議題1の②、会期日程及び議事日程についてを議題といたします。議会事務局長より、会期日程案及び議事日程案について説明をお願いします。

○石井事務局長

それでは、会期日程案及び議事日程案について説明させていただきます。初めに、第5回臨時会の会期日程につきましては、10月30日金曜日、この1日をお願いいたします。次に、議事日程案につきましては、お手元に配付の案のとおりでございます。令和2年第5回白井市議会臨時会議事日程案、日程第1、会議録署名議員の指名について、日程第2、会期決定について、日程第3、諸般の報告について、日程第4、報告第1号、専決処分について、日程第5、報告第2号、専決処分について、日程第6、議案第1号、令和2年度

白井市一般会計補正予算第10号についてになります。議案につきましては、臨時会となりますので、申し合わせの通り、委員会付託を省略し、本会議方式によりまして、質疑、討論、採決でお願いしたいと思えます。

○血脇委員長

ただいま事務局長より説明がありました、会期日程案及び議事日程案について質疑がございますか。よろしいですか。質疑は、ないものと認めます。これで質疑を終わります。局長より説明のあった会期日程案及び議事日程案について、原案の通り決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め原案の通り決定いたしました。

続きまして、議題の2、感染症対策に関わる9月議会での対応の検証についてを議題といたします。6月議会に引き続き、9月議会でも実施した新型コロナウイルス感染症対策に関わる対応の検証について、議員の皆様及び執行部からご意見を募りましたところ、回答については、お手元に配付の資料のとおりであります。つきましては、資料を参考にいただき、12月議会での対応について協議をいただきたいと思います。なお、一般質問の通告書の発送が、明後日、29日となっておりますので、まず、本日は、一般質問に関する事項についての協議を最優先にさせていただくとともに、否定的な意見の少なかった委員会付託等の常任委員会審議に関する事項、審議中の離席に関する事項については、12月議会においても、引き続き実施することといたしまして、その他の事項については時間の都合により、後日の協議とさせていただきたいと考えております。皆様のご協力をお願いしたいと思います。それではまず、一般質問の取り扱いについて、皆様の意見等を踏まえて、この議会運営委員会で決定をさせていただきたいと思えますのでよろしくお願ひいたします。それでは、まず一般質問につきましては、時間について、皆様のご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。この一般質問につきましては大きく1時間というものと、40分というもので、意見が出ております。40分でいいのではないかと、1時間でいいのではないかとというような意見が出ております。各議員の方々から出されました意見を踏まえて、議会運営委員会の皆様の意見をお願いしたいと思います。ご意見ございませんか。

○古澤委員

令和ですけれども、時間に関しては、40分に対して賛成いたします。この一般質問の時間短縮が1番特徴があったと思うんですけれども、無駄がなく、聞くほうも集中力を持って、よかったという意見が全員そろっています。

○血脇委員長

ただいま、白井令和としては40分ということで、意見がございました。その他ご意見ございますか。

○田中委員

私のところの会派もですね、40分、今古澤委員がおっしゃったような形で、40分でもよかったなというところですね。まだコロナが収束してないものですから、これを1時間にしたときの、休憩時間の問題等がありますので、この9月議会、40分にしてよかったと、このように判断しております。

○血脇委員長

9月議会40分でもよかったということが田中委員の方からありましたけども、これ12月議会も40分ということでよろしい。

○田中委員

まだ千葉県で40人、30人とかって出てるものですから、12月議会でも同じような形で40分をお願いできればと思っています。

○血脇委員長

はい。田中議員から12月においても、9月の状況を踏まえて、40分というようなご意見だったかと思います。他にご意見ございますか。中川委員。

○中川委員

私はそもそも40分にした背景、理由、中身が十分語られてないと思うんですね。結果としてどうなったかという検証、今やろうとしているわけですけども。私は、職員がね、大変忙しいという中で協力できないかという執行部側の要請があったわけですけども、我々の、議会としてどうなのかということで、今検証がやられているわけですけども、私は60分を40分にしてよかったという合理的理由は何もないと思っています。人数の違いだけです。6月は3人しか質問しなかった。だからその反動で、9月は多くの人数の方が一般質問、いわゆる通常通りされたということで、議会の意思として通常通り60分を引き続きやるということで、私はいいと思います。その中で、40分で、自分は今回のテーマと内容から言って、これでいいよという人はそれでやればいいわけで、従来通り60分というのは、基本的に変える必要はない。40分にした積極的な意味っていうのは、あまり感じられてない。論じられていない。こういうふうを考えております。従いまして、60分でやって、中には40分で終わる人がいてもそれは構わないということで、これまでのやり方、ギクシャクしましたが、60分で、また質問する人も希望者でということで、これはいいんじゃないかなというふうに思います。

○血脇委員長

はい。中川議員の方から60分というところと、それから議員が、時間前に終わりにするというようなことかなというところでございます。他にご意見ございますか。植村委員。

○植村委員

60分にしろ40分にしろ、やはり割れるっていうのは私はあまり好ましくないと思います。議会として、きっちりと一本化していく方がいいと思います。

○血脇委員長

はい。一本化するために、今、協議をしておりますので、よろしく願いをいたします。植村委員。

○植村委員

お言葉ですが、ですからそう言ったんです。

○血脇委員長

他にご意見ございますか。石井委員。

○石井委員

9月の検証、9月議会の検証としては、一般質問が40分だったというのは、これは、泣く泣くよかったと思うわけです。一般質問をやろうと思っている議員さんたちは、やはり、本当は1時間やりたいんですよ。みんな。皆さん60分やりたいんですよ、本当は。でも、このコロナ禍で、職員が大変な中、やはりその、休憩時間についても、換気のことだって40分にしようっていうふうに決めたわけですよ。その中で一般質問するとなったら、1分たりとも無駄にしたくないっていう思いで精査しましたよ。質問の中身も。だから、聞いている方は非常にわかりやすく集中して聞けたし、内容も何か、普段よりもすごくよかったんじゃないっていうような感じだったと思うんですね。でも、やる方は1時間やりたいんですよ。というのは本音だと思います。皆さんも本音だと思うんです。それをやっぱり、この異常事態、本当に緊急事態だ、ということを考慮して、一般質問40分でみんな協力していこうというふうになったと思うんです。では、12月議会をどうするって話になるわけですけども、今、千葉県が、本当に毎日、新しい感染者が1人2人、1桁っていうんだったらね、もうそろそろいいかね、なんていう話はそういう議論ができるかと思うんですが、とてもそうは言えない状況かなって思うんです。もうすぐお正月が来ますよって、年末年始、人がいっぱい動きますよって言われている中で、まだ、コロナのワクチンが全然手に入らない状況の中で、事態は今年の初めとそんなに変わっていないような気がします。世界中を見ても、まだまだ感染者、新しい感染者どんどん増えていますし、千

葉県自体も、収束の域には達してないと思います。そういったことを考えると、まだ12月議会は、コロナ対応をしっかりと、引き続き40分で行く方がいいのではないかなあと思っています。60分にしたいのはやまやまです。でも、社会情勢を見たらどうなのかなっていう気がしています。

○血協委員長

他にご意見ございますか。古澤委員。

○古澤委員

9月議会の諸々の議会の対応というのは、感染症であるコロナウイルスに対して、採られた措置であります。これから夏場から冬場に入っていきますので、その感染具合っていうのもよくわかっておりませんし、新型コロナウイルスに対する対応っていうのは、まだできてないわけですから、幸い、白井の議会では、議会また執行部の方では出ていませんけれども、コロナウイルスの対策がある程度、もう少し形ができてきた時点まで、今のままでよいのではないかと思います。

○血協委員長

はい。他に質疑ございますか。ご意見ございますか。柴田副委員長。

○柴田副委員長

結局、私が一番引っかかっているのは、議運が時間を制限してしまうっていうことについては、ちょっとどうなのかなって。それって一人一人の自覚の問題ではないだろうか。今回40分、よかったって思うのであれば40分で自分は収めようとそういうふうに自主的に考えて、そういうふうに行う人はいてもいいだろうし、いやとてもやっぱり足りない。一般的な問題、一般質問ってのは本当に行政の、なんだ、議会の役割として、大きな部分あるわけですから、そこをきちんと果たすために、自分がちゃんと質疑をしたいと思う人は、やっぱり60分になってしまう。あるいは50分の人もいるかもしれない。でもそこをね、40分にしなさいよと、議会の方で制限してしまうということが私はちょっとどうなのかなってというのが、やっぱり引っかかっています。換気の具合もちょうどよかったと言いますが、調べてみたら十分な換気量、今行われている。議場っていうのは特殊な装置で。というようなこともありますので、40分と決めるのでなくて、その自主性、議員同士の、議員の自主性に任せるっていう部分がもうちょっと出てもいいんじゃないのかなって思うんですけど。どうでしょうか。

○血協委員長

はい。時間制限を何分というあれじゃなくて、60分の中で、議員の自主性にというようなご意見だったかと思えます。他にご意見ございますか。ご意見ございませんか。今、40

分というところと、それから60分で自主性というようなご意見、二つかなと思うところですが。中川委員も60分の中で、あと議員の自主性というようなところをおっしゃっていただきましたよね。ですから今二つ、40分というのと、通常通りの60分にして、あと議員の自主性に任せるというような二つの意見かなと、捉えているところですが。その他、皆さん。田中委員。

○田中委員

9月議会に関しては、40分っていうのは全協で決めてやっていますよね。それで60分にして自主性っていうのは、通常であっても60分で、30分で終わる方もいらっしゃるし、その辺は特に自主性がどうのっていうことは、あえて決める必要はないのかなと。やはり、40なのか60なのか、中間があるのかわかりませんが、それをやはり同じように、コロナの影響がまだある中なので、9月と同じような形で進めていきたいというのが考え方の一つです。

○血脇委員長

60分というのは、60分やりなさいじゃなくて、60分の時間内ということですので、自主性という言葉が適切かどうかかわからないですけど、田中委員の方からあったのは、60分で自主性という、60分の中でというようなことかなと。田中委員は9月議会に引き続いて、40分が妥当ではないかというようなご意見だったかなと思います。皆さんいかがでしょうか。他にご意見ですとか。秋谷委員。

○秋谷委員

9月議会の40分は、40分という時間に、気にしなかったんですけども、皆さん、短くなったせいで、質問の仕方もいろいろ考えて、答える方もそうだったんですけども、聞きやすいついていうか、だらだらという言葉はないんですけども、できれば9月議会のほうに、時のように、皆さんが同じような、ね、制限タイムで40分と決めて、その中でやってくれた方が、議会としてのまとまりも、私は、前回質問しなかったんですけど、聞く方にとっても集中ができて。私は40分でもう1回、12月もやっていく方がいいんじゃないかと思いません。

○血脇委員長

他にご意見ですとか、皆様からの意見を聞いて、こういう対応がいいのではないかとか、そういうものがあったらお願いをしたいと思います。植村委員。

○植村委員

自分の個人的な考えなんですけど、やっぱり新聞なんかを見ていると、また北海道などでは、やはり基本的なことをきちんと守らないことによって、クラスターが発生している

という記事が目に入りました。そういうことを考えると議会としては、私は1回で終わるのではなくて、もう一度40分で、はっきり議会としての、それに臨む姿勢を皆さんが薄れないためにも、いいんじゃないかなと思っています。ずっとやるということではありません。少なくとも、この年度はそのようにしたらよろしいんじゃないかなと思います。

○血脇委員長

コロナが収束してないと、クラスターが発生したりしているような状況下なので、9月議会がコロナ感染対策という部分を含めて、40分でやったので、12月議会においてもその40分を、というようなご意見だったかなと思います。植村委員。

○植村委員

その通りです。議会としてそういうメッセージを、皆さんにこう、与えるんじゃないかなと私は考えるわけです。

○血脇委員長

他にご意見ございますか。岩田委員。

○岩田委員

結論から申し上げますと、12月議会に限ってはですね、40分が妥当かと思っています。正直言って、この前の議会で私、1項目しかしませんでしたけど、やはり、二つ三つ質問したいところをやっぱり端折ってですね、40分に収めたという経緯がありますから、できれば60分にして欲しいという気持ちはあります。しかしながら、今のこの状況を考えて引き続き12月議会も、40分が妥当かと思っています。ただ、市民の声から意見が出ていますように、反問権に関してもね、まだ検証は済んでないんですよ。本来であればそれは、やるはずの、べきのものがやってないんですけども、もし仮に40分の中で、この反問権が行使された場合にはですね、その場合にはタイム、要はタイマーを止めるということを経験にですね、40分が妥当かなと思います。

○血脇委員長

今、岩田委員の方から現時点では40分が妥当かなというようなご意見で、後で触れようと思ったんですけど、その反問権の部分、今まで過去、反問権というのは1回行使されたことがありました。ちょっとすみません。反問権の時間のところはちょっとこっち置いとしまして、この12月議会の一般質問の時間については、どのような扱いにしていくかということで、大体皆様の意見が40分という意見が多いのかなと。60分以内でというようなご意見もございましたが、皆さんいかがでしょうか。この12月議会、6月議会に引き続いて40分を継続していくというところと、60分以内というようなご意見があるんですが。いかがでしょうか。それではですね、9月議会、40分で一般質問を実施した。で、今のこのコロ

ナ禍においては、まだ収束している状況ではないというようなところで、40分を12月議会も継続するというようなご意見が大半、大方だったのかなと思うところでございます。40分という、12月議会においても時間は40分で、一般質問を行うということで皆さんよろしいでしょうか。はい。それでは、12月議会におきましては、9月議会同様、40分で一般質問を行うということでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

異議なしと認め、さよう決定させていただきます。それから、後で触れようと思ったんですが、先ほど岩田委員から発言のありましたところの、市民の声のところでは一番上に、反問権行使により、質問時間が削られないようタイマーを止めるようにするというようなご意見が、市民の声から出ております。先ほども申し上げました通り、今まで反問権行使されたことが1回ということで、あまりめったに、めったにというか、あまり事例はないんですが、このことについて、この40分という制限を、9月議会にかけるような状況になりますので、この反問権の行使の時に時間を止める、止めない、この辺りについて皆様のちよっとご意見をお伺いしたいと思います。はい。岩田委員。

○岩田委員

ちょっと知らない方にですね、ちょっと補足しながら意見を述べたいと思いますけども、反問権行使、これは議員が質問をしてる時にですね、執行部の方から何かですね、確認というよりも、どうしてそういうことをですね、その根拠だとか、それは、どこからそういうことを言うのかっていうのが、反問権が行使できることになっているわけですね。それは、その反問権に対して今度は、議員の方がそれに対して答えると。その反問権は、それに対してまたですね、再度執行部の方から反問権行使できる。答える。再度、反問権できる、という。反問権の回数は決まってないんです。何回でも繰り返す。そのことは、60分の時間内に含めるということになっていたわけですね。で、反問権が1回行使された場合には、それを検証しよう。議運で検証しようってことになっていたんですけども、その反問権が行使された後にも、その検証を先送りした経緯があるわけです。今回ですね、その60分が40分に短縮されるわけですから、もし万が一ですね、反問権が行使された場合には、40分の議員の持ち時間がどんどんどんどん削られてくる可能性もあるわけですね。なので、反問権の検証は、いずれしていただきたいと思うんですけども、その前にもしね、40分であれば、もし仮に今回、ないと思うんですけど、もし仮に、万が一、行使された場合には、その前にはタイマーを止めるってことをね、ぜひお願いをしたいと思います。

○血脇委員長

時間制限、今回40分ということにしてあるので、岩田委員から、これは市民の声から出ているんですが、タイマーを止めていただきたいと。あまり反問権行使されたことないん

ですけども。皆さんいかがでしょうか。石井委員。

○石井委員

もう随分前にこの反問権の導入は決めたわけで、そのときに、反問権を使うときには執行部が議長に対して反問権っていうんだったかなって。どんなふうにやって。もう1回、ちょっとそこは確認させて欲しいんです。反問権の行使はどんなふうにするんですって。

○血脇委員長

石井事務局長。

○石井事務局長

はい。反問権の行使の仕方でございますが、執行部の方で、もしその権利を行使する場合には議長の方に反問権を行使する旨を申し出ていただく。その中で、質問していただくような形になっておまして、岩田委員おっしゃる通り、回数も決まっておられません。ただ、決まっておりますのは、60分の時間内に含めるということが申し合わせで決まっておりますことでございます。

○血脇委員長

石井委員。

○石井委員

そうでしたよね。過去に1回だけ執行部の方が反問権を使ったときに、それこそ議長に対して反問権っていうふうにおっしゃって、何々議員、今のことはこうこうこういうことですか、みたいなそんなようなことであつたんですよ。今現在は、執行部が、議員が質問したことに対して確認させてくださいと、その質問の趣旨を今一度確認させてくださいみたいなことは、あるんですけど、それは反問権とは違うってことですよね。で、そういったことを今確認した上で、岩田議員がおっしゃるように、当然、質問の時間が40分に短縮されているわけですから、これは反問権が行使される場合には、タイマーを止めるということでもいいと思います。

○血脇委員長

時間を40分に短縮している中なので、反問権が行使された時にはタイマーを止めるということに、石井委員は、これでいいのではないかというようなご意見でした。皆さん他にご意見ございますか。田中委員。

○田中委員

私も今、石井委員がおっしゃったとおり、タイマー止めるということでもいいと思います。

40分に今、決定したことによって、また質問内容とかも当然凝縮して、皆さん考えてくると思いますので、その中で反問権で、例えば5分10分取られると、本当に自分が言いたいことは言えないものですから、40分にしたことによって、この市民の声さんのご意見通り、よろしいんじゃないかと思います。

○血脇委員長

今、市民の声からの要望というか、40分の場合、タイマーを止めるというようなことで、田中委員の方から、いいのではないかというようなご意見ですが、皆さんいかがでしょうか。タイマーを止めるということで、よろしいですか。それでは、長谷川議長。

○長谷川議長

確認です。先ほど岩田議員がおっしゃったように、その反問権が行使されてから議員が答弁を終わるまでということによろしいですね。タイマー止めるのは。

○血脇委員長

はい。タイマーを止めるのは、議長に反問権の申し出があって、その反問が終了した、最後終了するときってというのは多分、議員が答弁した時に終了するのかなと思うので、その間ということで、その間止めるということによろしいでしょうか、皆さん。では議長、そのような形で。それでは、あれ、どこまでいったんだか、すみません。反問権の行使された時には、タイマーを止めるということでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

はい。異議なしと認め、さよう決定させていただきます。休憩いたします。再開は、10時55分再開といたします。

午前10時42分 休憩

午前10時55分 再開

○血脇委員長

それでは、会議を再開いたします。先ほどの反問権行使の関係ですが、こちらにつきましては、タイムを切るところでございますが、これは反問権を行使するのは執行部の方が行使するわけです。執行部の方に、最後に、反問権を終了するという旨を、意思表示をしていただいて、その時点でタイマーを再開させるということにいたしますので、これについては事務局長より、執行部の部課長さんに反問権を行使される場合、市長も含めてですが、行使される場合のところの注意ということで、依頼をお願いしたいと思います。よろ

しく願います。それでは皆様のお手元の各議員の方々からいただいた中で、①、③は、この一般質問に関するところで済んでおりますが、一般質問にやっぱり関わる部分で、②議場スクリーンの使用開始時期について、というようなところ、これ一般質問に関わる部分ですので、ここについてもこれから皆さんと協議、検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願います。スクリーンの角度ですとか、そういう大きさの点でちょっと見づらいたか、使い方に工夫が必要ではないかとか、中継画面との切り換え等改めて議運での検証を望む、ですとか、そのようなご意見が出ております。このスクリーン使用に関して、今回、9月議会につきましては、スクリーンを使用された方は1名でございました。1名の使用でしたが、使用をしていただいたところからですね、数少ない部分ではありますが、ちょっと検証として、今後どのように、プロジェクター、スクリーンの活用をするかということをご協議いただきたいと思っております。何かご意見等がございましたらよろしく願いをいたします。岩田委員。

○岩田委員

このスクリーンの使用に関しましてはですね、3ヶ月遅れましたけども、9月議会から始められてよかったし、引き続きやればよいと思っております。ただし、この使い方に関して、私、当時議運のメンバーではありませんけども、全員協議会で説明されたやり方とね、全く違ったやり方がなされたので、非常に疑義が残ります。というのは、確か全員協議会で説明された時には、質問者がですね、要は、何ていうのかな、あの、スクリーンを使うのでね、要は切り換えてくださいと。で、終わったら元に戻すと。で、また切り換えてくださいと。少しその辺は時間のロスもかかるけど、それも含めて60分か40分かな。という説明がありました。今回ですね、1名だけスクリーンを使用されたわけですけども、あれを見ますとですね、議会ってのは本来、言論の府ですから、議員と執行部が言論でやりとりをするというのが基本です。この前のあれを見ると、最初、1回質問者の画面が出ただけで、あとはずーっとですね、スクリーンの方の画面が出っ放し。いわゆるあれは、普通の会社とかがやっているデモンストレーションですね。デモンストレーションであればいいんですけども、我々は議員であり議会であり、一般質問しているんですから、やはりですね、この前は執行部の顔が1度も、確か1度もですね、映されてない。非常にこれはおかしいので、やはりですね、これは1回1回ですね、質問者と答弁者と切り替える。必要があれば、スクリーンを使って、スクリーンを使います、切り換えてください。元に戻してください。つまりですね。スクリーン、プロジェクターを使って、要はスクリーンを使うというのは、これはあくまでも議員の質問権の補完作業ですから、いわゆるパネルであるとか、チラシであるとか、それと同じ類のものなんですよ。それをずーっとですね、スクリーンを映しっ放しなのは、これは、一般質問としては全くおかしいよね。これは本来、半年ぐらい前かな、もっと前ですかね。全員協議会の中で、議運の委員長が説明されたような、本来のあるべき姿に戻して欲しいと思っております。

○血脇委員長

岩田委員から答弁者、それから質問者、映像ですとか、そういうものもしっかりと映すようにと。で、全員協議会でデモンストレーションをやったような形に、切り換えながら戻していただきたいというようなご意見だったと捉えます。その他ご意見ございますか。石井委員。

○石井委員

他の意見ではないんですが、今回スクリーン、議場のスクリーンを使用開始、この時期についてということはもう済んだことで、今回は議場スクリーンの使用について、ここで検討しているんだと思います。今議会では、9月議会では、お一人の方が使用してくださったので、この議論が進められるなあと思っています。最初の1人になっていただいて、感謝したいなっていうぐらいで、私にはとてもできないな、と思いながら見させていただいたんですが、今、岩田議員がおっしゃった通りだと思います。それ以上、何も言うことございません。で、多分ご本人もわかっていらっしゃっていて、今後は執行部がきちんと映るようなことをね、反省点として挙げられていますし、今後そのようにしていただければいいんじゃないかなと思います。そしてまた、目的と使い方ですよ。スクリーンを何のために使うのか、というその目的は、やっぱりきちっと狙いを定めて。岩田委員がおっしゃった通りだと思います。ということで、他でも何でもなし、ただの意見でした。

○血脇委員長

今、石井委員の方から、前回、1名の方が実施されたんですが、反省点としてそういうところが明記されているという部分もありますので、今後については、やはりちゃんと画面を切り換えながら、執行部、答弁者ですとか質疑者が映像に配信されるように、というようなどころかなと。今、岩田委員と、石井委員の方からご意見がございました。他にご意見ございますか。田中委員。

○田中委員

お二方のおっしゃっていることが、ごもっともだと思っております。今回、たまたま1名だったので、他の検証ができなかったんですけども、お一人の方がやっていただいて、ほとんど時間内、スクリーンずーっと使っているという状況であったと認識しております。今後はですね、やはり先ほど岩田委員でしたか、補完的なものだよということを、やはり、その、発表者が考えながらの利用をしていくと。まだ、1例しかないもんですから、今後少しずつ少しずつ検証して行って、より良いものになったらいいのかなと思います。で、スクリーンを使うのは、継続は当然お願いをしたいと思っております。

○血脇委員長

スクリーンの継続はこのまま継続と。それから、1例だったので、これからまだスクリー

ンを使った場合の検証をしていった方がいいだろうと。それで、より良い使い方に持っていった方がいいだろう、というようなご意見だったかなと思います。皆様、それではなんですか。プロジェクター使用して、スクリーンに映し出す場合、やはりきちんと画面を切り換えて、必要な時はスクリーンに映し出す。そうでないときは、質問者、答弁者を映し出すというようなことで、よろしいでしょうか。それでは今後、スクリーンを使用する場合は、そのあたりに、使用者は注意をしていただいて、やっていただきたいと思います。それから、この中で、やはり何名かの方、このスクリーンの角度ですとか、大きさが見にくいという意見が出てます。先般の、市長からの全員協議会で、説明の時には、席を移動したりしたんですが、議会中に席を移動するっていうのは、これは、できるものではないので、確かに見にくいという部分の意見がございしますが、当面の間、この状態で進めて行くということで、その他何か意見があればと。岩田委員。

○岩田委員

あのスクリーンは、質問者が補完的にですね、執行部に対して、こうだろうってことを言うので、いわゆる他の議員の人にわかるようにするものではないんですよね。ただ参考としてね、見ればいいし、それは、今の状況でどうスクリーンを使うかってのは、それは、要は資料、チラシとかパネルと同じように、使用者が考えることであって、文字が小さいとかですね、グラフが小さいとか、それはですね、そのスクリーン、或いはモニターが4ヶ所かな、2ヶ所ぐらいあります。それを参考にしながら、どういうふうにすれば効果的に見やすくなるか、で、ましてや執行部に対しての補完資料ですから、それも考えてあれば、特に今の、その角度とか大きさをどうするかということをおね、私はこの場で議論する必要はないと思いますけど。

○血脇委員長

はい。今、岩田委員の方からあったんですけど、質問者は要するに執行部に提示して、それを見ていただくのが主な目的になっているということなので、このままの状態で行進めていくというようなご意見だったかと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。石井委員。

○石井委員

悩ましいんですけど。私は議場で行う一般質問というのは、一議員が執行部に対してやるものだけだとは思ってないんです。その議場にいるすべての人にわかってもらいたいっていう思いで私はやっているんで、執行部全体に対して、もちろんそうなんですけど、後ろで聞いてくださっている議員の皆さんにも、わかっていただきたいなっていう思いで、私はよくパネルなんかを出して、パネルの場合は、前だけやれば執行部なんですけど、後ろにも同じものをつけて、後ろで見ている議員さんにもわかっていただきたい、という思いで私は使うんですね。やっぱり一緒に聞いている議員さんたちも、石井がこんなこと言っ

てたな、っていうのを後でね、また今度自分の一般質問に取り入れるなんてことがあってもいいんじゃないかなと思っているものですから。だから私は、モニターをうまく使って、みんなにわかってもらうような質問がいいんじゃないかなって考えます。そうなった場合に、確かに、あのモニターを使うってことは、紙を無駄にしないためにも、同じ資料を手元に置くのはどうかっていうことで、皆さんと一緒に協議した経緯もありますから、今更あのモニターに出ているものと同じペーパーを手元に用意するっていうのはどうかと思うんですが、さりとて、モニターの文字がちょっと読みづらいとかっていうのもどうかかなと思うんですね。結論から言うと、モニターを使って説明する議員さんが、やはり小さい文字であったりっていうのは使わないようにして、議場にいるすべての人が、どの角度から見ても見られるような程度の資料づくりというんですかね、そういったものにモニターを使うっていうふうに工夫されたほうがいいんじゃないかなって。データとか細かい文字がどうしても入っちゃうような場合は、モニターではなく、手許の資料っていう形にしたほうがいいんじゃないかなって。そこら辺で、モニターの使い方については非常に工夫と、熟練した技術が必要なのもかもしれません。

○血協委員長

柴田副委員長。

○柴田副委員長

私は、石井委員の言うことに賛成です。私もパネルを使ったりする時は、表と裏と両方作ります。議員の人にも見てもらいながら進め、説明をします。やっぱり、1時間いただく以上は、わかってもらった上で質問するっていうのが、やっぱり基本だと思うので、今回でね、あの小さいスクリーンで、どのくらいの文字で、大きさであればみんなに見えるかっていうのもわかると思うし、また、使う人が、パネル使おうと、あのスクリーンを使おうと思う人が、やっぱりそれがわかるような大きさにするっていうのは、その本人の工夫。で、石井委員のおっしゃるとおり、どうしても字が大きくなってしまったりとか、グラフで見にくくなっちゃうっていうときは、紙で配るっていうふうにするとか、それはその質問の内容、用意しようと思う資料の内容によって、その本人が工夫をする話であって。ではないのかなと思います。

○血協委員長

議席を移動することはできませんので、今のスクリーンを大きくするとか、角度を変えるとか、それもすぐできるものではないので、現状としては今のままで行くと。それは各々の質問する議員が、しっかりと対応できるようにしていただくというようなことです。今後スクリーンの使用等に関して進めていきたいと考えておりますが、皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではスクリーンを使用する議員の方にですね、その辺十分配慮いただき、投映するものを作成していただくというようなことで、対応をしていた

だきたいと思います。それでは、議場スクリーンのところについて、他に何か皆さんございますか。よろしいですか。それでは、この1番、2番、3番は、終了いたしました。ちょっとお時間がありますので、ちょっとこの先、少し進めて参ります。今度、順番通りちょっといきたいと思います。先ほど私、冒頭の方でちょっと申したところがあるんですが、議場での離席については、皆さん特に問題なしというようなことであるのかなと思うんですが、9月議会に引き続いて、12月議会も離席を認めるということに、皆さん、いかがでしょうか。ご意見ございますか。柴田委員。

○柴田副委員長

意見が出ている、出している人もいるので、ちょっとそこだけ目を通して確認をしてからの方がいいと思います。裏のページの植村委員なんかは、必要のない離席はいかなものか、3密回避対策に必要な対策を講じた上でのことなので、必要ない離席はいかなものかというご意見だし、竹内議員も着席、換気の工夫をして自席に着席がいいのではないかっていうふうなことをおっしゃっている。それから、次が、共産党さんが、執行部が実際は離席せずに密集状態だったので、今後きちんと間を取り、控え室などを活用して執行部の安全を確保したいっていうふうに書かれておられるので、やっぱりちょっと、どうだったんだろうっていうことは話し合った方がいいような気もしますが。

○血脇委員長

いくつかの意見が確かに出てございます。それでは植村議員。それから竹内議員。あと、日本共産党からですか。意見が出ておりますので、この辺を踏まえて、ちょっと協議・検討をお願いしたいと思います。何かご意見ございますでしょうか。柴田副委員長。

○柴田副委員長

まず執行部の方のことについては、執行部は離席を一応認める状況になっていて、今の状態だったっていうことだったと思うんですけど、必要な対策っていうのは、執行部は、執行部サイドでそれぞれちゃんと取るよっていう認識で、こちらが何か、とやかくもの物申すものではないのかなとも思ったりするんですけど、どうなんでしょうか。

○血脇委員長

石井事務局長。

○石井事務局長

議会のコロナ対応という中で、離席という部分につきましては、執行部についても、離席をして構いませんということは伝えてございます。実際に、一般質問等で作成した課長等は、出入りをさせていただいたりしておりますので、執行部なりに考えた上で、対応はしております。で、聞いたところによりますと、総務部長のほうで、部長、部課長は、部

長と主幹課長については、議場には出席するように、というような指示があったというの
も聞いております。

○血協委員長

柴田副委員長。

○柴田副委員長

こちらサイドから見ると密なようなふうに見えても、必要な人員がいるように配慮して
いたってということですね。それでは、それは引き続きそういう配慮は、執行部の方に考え
ていただくということで、ここの部分についてはそれでいいのかなと思います。そしたら
残りの、本来的には自席ではないですかっていうことと、必要のない離席はいかがなもの
でしょうかということの2つありますが、12月についてはどうなんでしょうかという
ことの話し合いが必要かなと思います。

○血協委員長

コロナの感染症対策ということで、6月議会から離席を認めるというようなことで対応
をしているところですが、換気等が、しっかり工夫されているんだったら、着席としてい
るべきではないかとか、或いは必要のない離席はいかがなものかっていうような意見が出
てるんですが、皆さんご意見いかがでしょうか。植村委員。

○植村委員

自分ではここに、ちょっと、いかがなものかなんていう書き方しちゃいましたけど、き
ちんと3密が回避できているのであれば、基本的には出ていた方がいいと思うんですけど、
その時体調悪かったりとか、或いは控え室でもそれ見れるわけですから、差し障りがなけ
れば、それは構わないと思うんですけども、基本はやはり出られる状況であれば、自分
の自席に出ていただいた方がいいなっていう思いで書いただけなので、何か他意があって
書いたっていうほどのものではないんです。

○血協委員長

この離席を認めるというところを、もう2議会、2定例会ですか、やっているところですが、
これについては、議員の定数を割らないようにですとか、いろいろと工夫をしながら
離席を認めるということでやっておりました。今、議員側については、一席ずつ空けなが
ら、ある程度広いスペースがとられているんですが、これ執行部側の方を考えると、1議
席、1席ずつ空けない状況ですね、執行部は着席しているわけです。執行部側の方がち
ょっと、ある程度密な状況に、なるのかなと。これ離席を認めない場合になってしまうの
かなと思うところがあるんですが。この辺りについて、皆さんのちょっとご意見をお伺い
いたします。議員側はある程度の密は避けられているが、執行部側は、離席を認めないと

密を回避することがちょっと厳しい状況になるのではないかなと思っているところですか。皆さんご意見いかがでしょうか。石井委員。

○石井委員

議場での離席についてという項目については、私は今のままでいいなと思っていたものですから、何も記載をしておりません。やはり議員の方は、それこそ今、植村委員おっしゃったようにね、3密を避けるという意味で離席するのであればいいだろうし、また執行部に対してもね、やはり離席良いですよっていうふうにしておけば、執行部の方も動きやすいと思いますし、このままの対応で良いと思っています。

○血脇委員長

今、石井委員の方から、離席を認めるというような、このままの対応でいいのではないかというようなご意見ですが、皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。今、石井委員の方からありましたけど、6月、9月に引き続いて12月議会も離席を認めるというようなことで、ご異議ございませんか。はい。それでは12月議会においても、現状通りの離席を認めるということで、対応をしていきますのでよろしくお願いをいたします。それでは④を終了させていただきます。続きまして、⑤、審議方式について。これについては、特に問題なしとか、5番ですね。あれ、私何番と言いました。5番の審議方式については、特に問題なしですとか、十分できてよいとか、今議会どおりでよいのではないかとかいうご意見です。この審議方式について、これは委員会付託という部分、で、あれですが、審議方式については、9月議会に引き続きの対応ということで、皆さん、いかがでしょうか。石井委員。

○石井委員

審議方式については、今委員長おっしゃったように、9月議会から従来の審議方式、委員会方式に戻りました。今議会も従来通り、委員会方式に戻していただいて結構だと思います。

○血脇委員長

今、石井委員の方から、9月議会に引き続いて委員会付託方式に戻すということで、ご異議ございませんか。はい。それでは審議方式については、9月議会と同様に12月議会も対応するというご意見をいたします。平田議員の方から、追加議案については本会議方式でもやむを得ないということですが、これは追加議案の出方によりますから、これはその時の状況に応じて、適時対応するというご意見を進めていきたいと考えております。皆さんよろしいでしょうか。続きまして議案質疑、6番ですね。議案質疑、これも特に問題なしということですが、この6番のところ、平田議員から、討論の論点が議案から外れてというような、ちょっとここは議会運営の部分とは離れますので、ここについては。で

すから議案質疑については、9月議会に引き続いて、12月議会も行うということでご異議ございませんか。はい、それでは何番だっけ。6番。そのような形で進めさせていただきます。7番、会期日程につきましては、ちょっと、すいません。ちょっと会期日程については、ちょっと後にまわさせていただきます。8番。資料請求方法についてということで、これは特に問題なしというところがあって、資料請求の方法について、竹内議員から出ているんですが、これは、決算の審査があったので、決算についてのご意見、資料のご意見だったかなと読み取りました。資料請求につきましては、今まで通り各常任委員会において、資料請求を行うということで対応したいと考えておりますが、皆さんいかがでしょうか。それでは資料請求方法については、従前通りということで対応をさせていただきます。次、9番。水分補給についてですが、引き続き継続していただきたいですとか、議場への水分持ち込みを許可していただきたいという、特に一般質問で咳き込んだ際、緊急の場合、許可をお願いしたい、また議長から水分補給のマナー等の徹底を全協で、時々お願いしたいというようなことが書かれているんですが、この一般質問の際、水分の持ち込みについては、過去にごさいます。これは勝手に持ち込むのではなく、議長の許可を経て持ち込むということで対応させていただいておりますので、一般質問者については議長の許可を経て、持ち込んでいただくということで、従前通りでよろしいのかなと考えるところでございますが、皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。岩田委員。

○岩田委員

併せてですね、議長の許可があれば、要は一般質問ではなくて、体調の悪い人も今までもですね、許可を経て、持ち込んだ人もいたんですよ。ですからそれは、あくまでも議長の許可を得ればですね、他の議員に対しても同様だと思います。

○血協委員長

今、岩田議員の方から一般質問に限らず議長の許可を、というようなところでございます。水分補給のマナーについては、徹底を全協で議長にお願いしたいということですので、この辺りは議長の方をお願いをしたいと思います。岩田委員の方からありましたけども、一般質問について、その他についても体調の悪い方、そういう方は議長の許可を得て、議場に水分を持ち込むということで、皆さんいかがでしょうか。岩田委員の方からご意見ございましたが。よろしいですか。それでは、議場への水分の持ち込みについては、一般質問に限らず体調の悪い方等を含めて、議長の許可を受けて、議場へ持ち込んで。

○岩田委員

この9番目の水分補給というのは自席ではなくて、今までは議長の横かな。あそこに多分置いてくという意味だと思うので、それも、引き続き継続していいと思います。

○血協委員長

今、岩田委員の方からありましたけども、この水分補給というのは、今まで議場の外とか、入口のところにテーブルが置いてあって、あそこに水分を置いてあって、そのような形で対応していたところと。これはそのまま継続ということでご異議ございませんか。伊藤副議長。

○伊藤副議長

今の協議の中で、体調の悪い方ということでお話ありましたけど、体調の悪い方、議会に出席しては、今いけない状況だということ、付け加えといた方がいいように思いますが。

○血協委員長

岩田委員。

○岩田委員

体調が悪いとか、要はですね、要は水分補給しなさいよと、医者から言われている場合があるんですね。普段から。そういう時じゃなくてね。私も、私もはいいけども、やっぱり持病を持っていて、心臓ですとか血圧が高いとかっていう人は、常に水分補給しなさいという場合の人も、今までそういう経緯もあったんで、そのことを言っているんで、その時体調が悪いという意味ではないので。もちろんその、本当に、いろんな意味で体調が悪い人はですね、熱がある人は当然のことながら、それは議場にも入ってはいけないので、先ほど言ったそういう意味で言いました。

○血協委員長

伊藤副議長から意見があったのは、要するに発熱した場合は来ちゃいけないよ、というようにあれになっていますので、そのほか発熱以外でですね、やっぱり現病歴等を何か持っている人、そういう方も含めたところということで理解をお願いしたいと思います。それでは、どこまで行ったんだかよくわからなくなってしまったんですけど、水分補給についてはそのような形でご異議ございませんか。今、7と10、まだ実施して、ここで協議をしていないんですが、7と10につきましてはですね、ちょっと時間もございますので、改めて、議会運営委員会において協議をしたいと考えますが、皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。そうしましたら、7番の会期日程についてと、10番、その他については、改めて協議をしていくと、するということに対応をさせていただきます。それでは以上で、この6月、9月議会の検証についてを終わりにさせていただきたいと思いますが。伊藤副議長。

○伊藤副議長

この協議の中には入っていないんですけども、議会で飛沫防止のために着座で討議等をさ

れたらどうかなという。飛沫防止措置は今、議会の本会議場、とっておりませんので、密は避けておりますけども、飛沫防止という部分を見ると、立って発言するというようなことがどうなのかということで、また今後、ちょっと協議いただければなというふうに考えております。以上です。

○血脇委員長

はい。今、伊藤副議長の方から、着席しての発言について検討していただきたいというようなことかと思いますが、一つちょっと確認させてください。これは発言者席ってというのは、一般質問の場合は、一般質問席があって、議案の場合は自席で発言しております。これ、すべての場合において着席して発言をするというような、それとあと、執行部側もそうです。もし着席した場合、執行部側の方も着席というようなことで副議長考えられるのか、ちょっとその辺あたりを。伊藤副議長。

○伊藤副議長

議員が立って質疑すると、執行部も当然立って答弁をするような形になりますので、一般質問においても、あの席でも着座でしていただいて。そうすれば執行側も着座で答弁する、答弁するという形でいいのではないかなと、私は考えているんですけども。演壇だけは、当然立ってやるでしょうけども、その他は飛沫防止策として、着座での議論ということがどうなのかということも議会運営委員会のほうで協議願いたいなという提案です。

○血脇委員長

今、伊藤副議長の方から、着席しての発言という提案がありました。これについては、ちょっとその他のところにちょっと加えていただいてですね、次回検討する時に、この件についても、協議・検討したいと考えておりますが、皆さんいかがでしょうか。それではそのような形で対応をさせていただきたいと思います。その他、何かございますでしょうか。秋谷委員。

○秋谷委員

すいません。1分ほどください。実は、前回の16日の消防議会で、たまたま消防議会の執行部の方からこれを作っていただきまして、議長席にはなかったんですけども、執行部の席と傍聴席に、これを入れてもらって、これ自体は隣のホームセンターで3点セット買ってきて。安価にできるもので、これ、裏にテープ貼って、議会やっていました。これは安価で手軽に持ち込めるってということで、どこにでも、今、傍聴席の方いるんでね、あの席にも簡単にできるってということで、一応参考までに。今日返すんですけども。借りてきて、皆さんにお見せしたいんで。あと大きさと、その他については、これはとりあえず、報告だけ。すみませんが、させていただきます。以上です。

○血協委員長

はい。サンプルということで、感染防止、飛沫対策なのかなど。今これ、議運でちょっと提示していただいたんですけど、もしあれでしたら議長、全協でも。秋谷委員。その形でよろしいでしょうか。その他にございますか。よろしいですか。それでは、続きまして、議題の3、失礼しました。議題の2を終わります。続きまして、議題の3、その他についてを議題といたします。委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。次に、議長から何かありましたらお願いいたします。長谷川議長。

○長谷川議長

それでは、ただいま協議していただいた中で、議場の離席とか、水分補給とか、12月議会の対応を決めていただきましたので、今度のですね、臨時議会の対応は、この決定した方法でよろしいかどうかの確認だけお願いします。

○血協委員長

もう、臨時会がすぐ目の前に迫っている予定です。臨時会につきましては、会期は、日程としては1日ですので、9月議会で対応したのと、同様な形で対応をしたいと考えておりますが、皆さんいかがでしょうか。古澤委員。

○古澤委員

せっかく今、9月議会の対応を評価して、いろいろ話し合ったので、その時点のもの、今、議運で決まったところは、適用していいんじゃないですか。それに準ずればいいと思いますけど。

○血協委員長

今、決まったことに準ずるということで、皆さんよろしいでしょうか。それでは本日決まっていることについて準ずるといような形でお願いをいたします。発言者は立ってお願いします。それでは議長、他によろしいですか。事務局から何かありましたらお願いをいたします。ないようですので、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。よって、第31回議会運営委員会を閉会いたします。慎重なるご審議を賜り、ありがとうございます。

午前11時35分 閉会